

8. 介護サービス情報公表制度の活用等について

（１）地域包括支援センター及び生活支援等サービスの公表について

ア 介護サービス情報公表制度の今後の方向性

介護サービス情報公表制度（以下、「情報公表制度」という。）については、「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書（平成 26 年 3 月）（※）」の中で、

- ・ 現在の制度は、介護サービスのみの公表となっているが、今後は地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動が必要であること
- ・ 情報公表制度（システム）の利活用を促進すべきであること

などの方向性が示されている。（別紙資料 1 参照）

（※）報告書は、以下 HP 参照。

<http://www.espa-jyohokohyoshien.jigyo.org/research/index.html>

イ 昨年度の介護保険法等の改正内容

昨年度の介護保険法等の改正では、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源（日常生活に係る相談窓口や困りごとに対する生活支援等サービスなど）を把握し、活用することができるよう、市町村は地域包括支援センターと生活支援等サービスの情報を公表するよう努めなければならないとされた。

（地域包括支援センターに関する情報の公表）

【介護保険法第 115 条の 46 第 10 項】

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

【介護保険法施行規則第 140 条の 66 の 3】

法第 115 条の 46 第 10 項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

(生活支援等に関する情報の公表)

【老人福祉法第12条の3】

市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

※生活支援等…心身の状況の把握その他の65歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。

【老人福祉法施行規則第1条の8の2】

法第12条の3に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が適当と認める情報とする。

ウ 介護サービス情報公表システムの活用について

- 地域包括支援センター及び介護保険外サービスも含めた生活支援等サービスの情報を市町村が公表するに際しては、介護サービス情報公表システムを改修の上、平成27年10月から市町村が直接当該システムを使用して公表することを可能としたところである。(別紙資料2参照)
- しかしながら、平成27年12月現在、地域包括支援センターの情報を公表している市町村は85市町村、生活支援等サービスの情報を公表している市町村は11市町村という状況であることから、市町村においては、介護保険法等の改正の趣旨を踏まえ、介護サービス情報公表システムを活用して地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表に努めていただきたい。
- 「生活支援等サービス」については、介護保険外サービスだけでなく、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられるサービス(多様化されたものを含む)についても、「生活支援等サービス」の中で市町村において公表できる枠組みとしていることから、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を推進する意味でも積極的に公表に努めていただきたい。
- また、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表については、市町村担当者による公表を基本としつつ、具体的な入力等の作業について地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)も行うことができる枠組みとしている。
- 平成27年10月から介護サービス情報公表システムでは、登録された地域包括支援センター及び生活支援等サービスを地図上に分かりやすく表示させることが可能であることから、例えばケアマネジャーにおいても当該システムを活用

することにより地域の介護保険外のサービスも含めた情報を把握し、ケアプランを作成するといったことも考えられることから、積極的に情報を公表するようにしていただきたい。

（２）働く家族等も含めた相談体制の充実・情報提供について

- 地域包括支援センターは、介護サービスの利用に係る相談も含め、高齢者、住民の各種相談を本人、家族等から幅広く受け付け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことから、介護離職ゼロに資する地域の相談窓口であると考えている。
- このため、介護サービス情報公表システムでは、地域包括支援センターの所在地や営業日だけでなく、事業内容や地域包括支援センターの特色まで公表できる仕組みとしており、高齢者や働く家族等がお住まいの地域の地域包括支援センターの情報を入手することが可能である。
- 各市町村におかれては、介護サービス情報公表システムを活用し、地域包括支援センターの情報を公表するように努めていただき、地域の相談窓口としての地域包括支援センターが活用できるように情報の充実に努めていただきたい。
- また、介護をしながら働く家族から介護保険制度の仕組みや具体的な利用方法について十分な情報が得られないという声や土日祝日において介護に関する相談がしやすい体制づくりを求める声もあることから、例えば月１回、市町村の窓口や地域包括支援センターが交代制で土日祝日の開所を行うなど、地域における働く家族に対する相談体制や制度等の周知・広報の充実についても検討していただきたい。
各市町村等に対する依頼は、別途改めて、通知等で各市町村に行う予定である。
- なお、介護保険制度や介護休業制度等の内容を盛り込んだ家族向けパンフレットの作成や「介護離職ゼロ」に向けた介護保険制度及び介護休業制度等の周知を図るべく、厚生労働省ホームページ上の関連情報にアクセスしやすくするよう見直しを行う予定である。